

令和4年5月11日

関係各所属長 殿

交 通 部 長

高齢者講習の運用について（通達）

高齢者講習については、運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号。以下「講習規程」という。）に基づくほか、警察庁交通局長通達に準拠しているところであるが、その他運用について必要な事項は下記のとおりとするので誤りのないようにされたい。

なお、「高齢者講習の運用について」（令和3年8月20日付け運管発第149号）は、廃止する。

記

1 高齢者講習の実施機関に対する指導及び監督

- (1) 三重県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、高齢者講習を委託した場合には、運転免許管理課長（以下「課長」という。）及び高齢者講習の場所を管轄する警察署長は、高齢者講習を委託した機関（以下「講習実施機関」という。）に対し、高齢者講習が適正かつ効果的に実施されるよう積極的に指導監督を行うものとする。
- (2) 課長は、高齢者講習指導員（以下「講習指導員」という。）に対する研修会を随時開催するものとし、講習指導員は、常に交通法令、交通情勢、交通事故実態、講習の方法及び講習における指導力等の向上に関する調査研究を行い、能力の向上に努めなければならない。

2 高齢者講習

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第38条第12項に定める講習

3 講習指導員の承認

- (1) 課長は、講習指導員になろうとする者に対し、高齢者講習指導員承認申請書（様式第1）、履歴書、運転免許証の写し及び講習規程第22条第2項に定める講習指導員の要件を充足することを証明する書類を提出させるものとする。ただし、申請者が講習実施機関に所属する場合は、所属する講習実施機関の長の推薦書を添付させる手続をとるものとする。
- (2) 課長は、講習指導員になろうとする者から、承認の申請を受理したときは、講習指導員の要件及び講習指導員としての適性等について審査し、申請者が講習指

導員として適任であると認められたときは、高齢者講習指導員承認書（様式第2）を交付する手続をとるものとする。

- (3) 課長は、講習指導員が講習指導員の要件を欠いたとき又は講習指導員として著しく適性を欠いたと認められたときは、その承認を取り消す手続をとるものとする。

なお、講習指導員の承認を取り消した場合、速やかに高齢者講習指導員承認書を返納させる手続をとるものとする。

4 高齢者講習終了証明書の交付及び管理

- (1) 課長は、高齢者講習を終了した者に対し、講習実施機関をして府令第38条第16項に規定する高齢者講習終了証明書（以下「終了証明書」という。）を交付するものとする。

なお、臨時高齢者講習を終了した者に対しては、終了証明書に「臨講」と朱書きするものとする。

- (2) 課長は、終了証明書について、必要数を把握し、三重県公安委員会公印規程（昭和41年三重県公安委員会規程第5号）及び三重県警察の公印の取扱いに関する訓令（平成13年三重県警察本部訓令第27号。以下「公印訓令」という。）の定めるところにより、公印の印影をあらかじめ印刷又は押印しておくものとする。

- (3) 課長は、講習実施機関に対し、終了証明書を事前に必要枚数配布するものとし、この場合における終了証明書の管理は、公印訓令第11条に定める公印印刷用紙出納簿により行うこと。また、講習実施機関に対し、終了証明書の交付状況その他必要事項を高齢者講習終了証明書交付簿（様式第3）に記録させ適正に管理させるとともに、終了証明書の副本を作成し1年間保管させるものとする。

- (4) 課長は、講習実施機関から、誤記、毀損等による終了証明書の返納を受けるときは、高齢者講習終了証明書返納書（様式第4）により行わせるものとする。

(5) 終了証明書の再交付

ア 亡失、滅失、棄損等の理由により終了証明書の再交付を受けようとする者があるときは、受講した講習実施機関、運転免許管理課又は警察署に対して、高齢者講習終了証明書再交付申請書（様式第5）（以下「再交付申請書」という。）を提出させるものとする。

イ 警察署で再交付申請書を受理したときは、再交付申請書を課長あてに送付するものとし、課長において当該申請者が高齢者講習を受講した者であることを確認の上、終了証明書を警察署に送付し、警察署において再交付するものとする。

ウ 運転免許管理課で、再交付申請書を受理したときは、課長において当該申請者が高齢者講習を受講した者であることを確認の上、終了証明書を再交付するものとする。

なお、終了証明書を再交付する場合、右上部に「再交付」と朱書きするものとする。

5 講習結果の報告

課長は、講習実施機関の長に対し、高齢者講習を実施したときは、講習終了後速やかに高齢者講習結果報告書（様式第6）により報告させるものとする。

なお、講習実施機関から高齢者講習結果報告書を受理したときは、速やかに警察庁情報管理システムに当該対象者の受講済登録を行うものとする。

6 特定失効者及び特定取消処分者に対する取扱い

高齢の特定失効者及び特定取消処分者から問合せ等があった場合には、次の事項に留意し誤りのないよう対応するものとする。

(1) 受講者の年齢は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第89条第1項の規定により免許申請書を提出した日における年齢で判断されること。

(2) 高齢者講習は、免許申請書を提出した日前1年以内に受けたものでなければならないこと。

様式第 1

年 月 日

三重県公安委員会 殿

住所

氏名

高齢者講習指導員承認申請書

運転免許に係る講習等に関する規程（平成22年三重県公安委員会規程第7号）
第36条の規定により高齢者講習指導員として承認を受けたいので、関係書類を添
えて申請します。

様式第2

第 号

高齢者講習指導員承認書

住所

氏名

生年月日

上記の者を高齢者講習指導員として承認する。

年 月 日

三重県公安委員会



様式第 4

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

高齢者講習終了証明書返納書

下記の理由により、高齢者講習終了証明書を返納します。

返 納 理 由

様式第 5

<p>高齢者講習終了証明書再交付申請書</p> <p>年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p>	
氏名・生年月日	年 月 日生
住 所	
受 講 日	年 月 日
受 講 場 所	
再交付を申請 する理由	

様式第 6

高齢者講習結果報告書

年 月 日

三重県公安委員会 殿

講習実施機関の長

下記の者に対する道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習を
年 月 日に終了したので報告します。

番号	氏 名	生年月日	性別	免 許 番 号	実車	備 考

備考 実車の欄は、実車指導を含む講習は「1」、運転技能検査対象者に対する実車指導免除者の講習は「2」、実車指導を含まない講習は「3」と記載する。